

平成30年4月第1回八街市議会臨時会会議録

.....

1. 開議 平成30年4月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山 田 雅 士
- 2番 小 澤 孝 延
- 3番 角 麻 子
- 4番 鈴 木 広 美
- 5番 服 部 雅 恵
- 6番 小 菅 耕 二
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 林 政 男
- 14番 新 宅 雅 子
- 15番 加 藤 弘
- 16番 京 増 藤 江
- 17番 丸 山 わき子
- 18番 小 山 栄 治
- 19番 木 村 利 晴

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
市 民 部	長	和 田 文 夫
財 政 課	長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課	長	吉 田 正 明

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	片岡和久
社会福祉課長	日野原広志

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	岡本裕之
副主幹	中嶋敏江
副主幹	小川正一
主査補	嘉瀬順子
主査補	吉井博貴
主任主事	武井義行

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程

平成30年4月26日（木）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
 - 議案第1号から議案第5号
 - 提案理由の説明
 - 質疑、委員会付託省略、討論、採決
- 日程第4 議員派遣の件

○議長（木村利晴君）

開会に先立ち、申し上げます。

北村市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

平成30年4月1日付の人事異動に伴い、新たに部長職及び課長職となりました職員の紹介をいたします。

総務部長、大木俊行でございます。

○総務部長（大木俊行君）

大木でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

経済環境部長、黒崎淳一でございます。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

黒崎でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

会計管理者、廣森孝江でございます。

○会計管理者（廣森孝江君）

廣森でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

議会事務局長、岡本裕之でございます。

○議会事務局長（岡本裕之君）

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会参事（学校教育課長事務取扱）、西貝喜彦でございます。

○教育委員会参事（学校教育課長事務取扱）（西貝喜彦君）

西貝でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

総務部防災課長、湯浅孝史でございます。

○防災課長（湯浅孝史君）

湯浅でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

市民部健康増進課長、飛田雅章でございます。

○健康増進課長（飛田雅章君）

飛田でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

経済環境部商工観光課長、柿沼典夫でございます。

○商工観光課長（柿沼典夫君）

柿沼でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

建設部都市整備課長、古西弘一でございます。

○都市整備課長（古西弘一君）

古西でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

教育委員会学校教育課主幹、有賀享でございます。

○学校教育課主幹（有賀 享君）

有賀でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

以上で紹介を終わらせていただきます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（木村利晴君）

本日、平成30年第1回八街市議会臨時会はここに開会される運びとなりました。

この臨時会は議案5件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成30年第1回八街市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この臨時会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から3月及び4月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告2件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、桜田秀雄議員、林修三議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この臨時会の会期は本日1日にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。会期は本日1日に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第5号を一括議題とし、討論及び採決は分割して行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第5号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに平成30年4月第1回八街市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく、お礼申し上げます。

提案しました議案の説明に先立ちまして、ご報告させていただきます。

去る4月18日午前、八街市沖地先交差点で通勤途中の本市職員が関わる交通事故が発生いたしました。この衝突事故により、相手方車両に同乗していた方がお亡くなりになりました。お亡くなりになった方に対し謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様に対し心からお悔やみを申し上げます。日頃から職員に対しては安全運転と事故防止について注意喚起をしているところでございますが、このような事故が生じたことは誠に遺憾でございますし、関係者にご迷惑、ご心配をおかけしましたことに対しまして深くおわび申し上げます。今後も市職員全員が公務上、公務外の別なく交通法規の遵守、安全運転の徹底に努め、事故防止に取り組んでまいります。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件4件、契約の締結についての案件1件でございます。

議案第1号から議案第4号は、特に緊急を要するため市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、高額治療継続者の特例措置適用期間について所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法の改正に伴い、法人市民税の申告納付、納期限延長の場合の延滞金の規定等について、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法の改正に伴い、固定資産税の評価替えに伴う宅地等及び農地の都市計画税の負担調整税額に関する規定等について、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国保広域化に伴う課税額の定義の変更、及び、軽減判定基準額を見直し低所得者の軽減措置の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、八街市役所第1庁舎耐震補強等工事の請負契約の締結についてでございます。この工事については、一般競争入札の結果、株式会社畔蒜工務店が2億8千265万7千600円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第1号から議案第5号に対する質疑を行います。1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山わき子君

それでは、若干お伺いいたします。

まず、議案第4号でお伺いするものでございます。

これは、国保税の5割、2割の軽減に関しまして、判定所得基準額を引き上げるということのようですけれども、5割、2割軽減はどのようになるのか。また、対象はどのぐらいの方々が対象になってくるのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

今回の改正でございますけれども、具体的に申し上げますと、5割軽減判定の処置につきましては、現行の被保険者1人当たり27万円とありますのを27万5千円に、また、2割軽減判定処置につきましては、現行の被保険者1人当たり49万円とありますのを50万円と改正するものでございます。また、これによりまして拡充をします人数等でございますけれども、平成30年3月31日現在の被保険者数を平成30年4月5日時点によります所得情報で試算した結果、拡充をいたします5割軽減対象数につきましては36世帯、76人、2割軽減対象数につきましては24世帯、38人、合わせまして60世帯、114人でございます。

○丸山わき子君

それで、もう1つお伺いいたしますのは、今回は7割軽減の改正はございませんでしたけ

れども、7割軽減を受けている市民、また、世帯、それから5割・2割軽減、それぞれ今回拡充されたわけなんです、それぞれの軽減を受けている方々の人数と世帯、また、全体でどれだけの方々が軽減を受けているのか。また、世帯としてもどのくらい軽減を受けているのか、何パーセントということでパーセントでお知らせいただければと思います。お願いします。

○国保年金課長（吉田正明君）

今回の基準額の引き上げ後の総数ということだと思いますけれども、まず、5割対象の被保険者の総数につきましては3千307名、国保全体で15.1パーセントでございます。また、対象世帯の総数につきましては1千692世帯、国保全体の13.1パーセントでございます。また、引き上げ後の2割軽減の対象の被保険者の総数ですが、2千785人、国保全体の12.7パーセント、対象世帯の総数につきましては1千399世帯、国保全体の10.8パーセントでございます。また、変更はございませんけれども、7割軽減の方につきましては、対象被保険者総数が5千740人、国保全体の26.2パーセント、対象世帯総数は4千184世帯で、国保全体の32.4パーセントに当たるものでございます。全てを合計いたしますと、軽減対象被保険者総数につきましては1万1千832人、国保全体の54.0パーセント、対象世帯の総数につきましては7千275世帯ということで、国保全体の56.3パーセントに当たる状況に当たる状況になろうかと思えます。

○丸山わき子君

半数以上の市民と、また、世帯が6割近く軽減になるわけですがけれども、こういった軽減策が今後滞納の改善につながっていくのかどうか。その辺については担当はどんなふうに認識されていますでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

滞納世帯の状況を見ていると、ちょっと前の数字になって申し訳ないですが、平成28年5月31日現在の滞納総数が6千50でございました。平成29年5月31日現在の滞納総数が5千544世帯ということで、減少はしているという状況でございます。この軽減策というものにつきましては以前から実施をされているところでございますので、ある程度納税者の方に少しでも納めやすい状況をつくっていくということで、幾分は滞納の減少につながっているものだというふうに考えております。

○丸山わき子君

若干の減少にとどまるというのが今までの傾向だったというふうに思うんですね。やっぱり、払いたくても払えないという高い国保税になっていることは事実だと思います。今年度は国保税の引き上げはなかったわけですが、今後、広域化によって、今度は県の方で采配が振るわれて、高かろうがどうしようが押し付けられてくる国保税にならざるを得ないということで、市民にとっては大変つらい国保税にますますなっていくことが懸念されるわけです。

そこで、これは市長に私は申し上げたいというふうに思うんですが、毎回申し上げている

ところですけども、やはり、国保が広域化になりまして、さらに高い国保税に今後なっていくことが考えられます。ぜひともこれは国に対して、国がもっと支援をすべきではないかというこの意見を申し上げていただきたいなというふうに思うわけですが、市長はその辺についてはどんなふうなご見解がありますでしょうか。お伺いします。

○市長（北村新司君）

実は千葉県市長会、全国市長会で決議しておるところでございますが、たびたび議会でも発言をさせていただいておるところでございますが、国保の安定的・持続的運営ができるよう、都道府県と市町村が適切な役割の分担のもと、国保の都道府県単位化を推進するとともに、国保負担の割合の引き上げなど国保財政基盤の強化を図るということにつきましては、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者の支援を強化するということで、緊急的にも決議しておりますし、全国市長会、千葉県市長会も、本当にたび重なる決議でございます。こうしたことがしっかり国に反映できるよう私も強く願っています。

○丸山わき子君

ぜひその点では市長に頑張っていたきたいということを申し上げまして、議案第4号の質問を終わります。

次に、議案第5号について伺います。

本当に工事ということで、今回、こうした請負契約の締結まで来たということで、安心・安全の庁舎建設を進めていただきたいというふうに思うわけですけども、そこで、この補強によりまして、耐震性能の目標値と、それから、補強後の確認というのは、どこがどのようにやっていくのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

耐震補強の結果ですが、I s 値で申し上げますと0.75を満たすという形で、設計を組んで施工していたことになっております。それから、あと、確認につきましては、私は詳しいことは申し訳ございません、わからないのですが、その耐震の診断をした際に、やはり第三者機関のところへ持って行って、ちゃんと確認をとった上で、今の耐震、I s 値がこれだけあったということと、あと、設計の段階でもそちらへ持って行って、こういうところをこういうふうに補強すれば0.75まで持っていけるというようなところの設計の段階での確認をとっておりますので、その際に、その設計をした業者が幸いにも管理の契約もできそうな状況でございますので、同一業者が設計と管理をいたしますから、間違いなく第三者機関で確認をとったもので仕上げてくれるというふうに信じております。あとは、もしそういった工事の後、何かまた同じようなケースなり何なりの確認方法があって、それをしなければいけないということであれば当然やっていきますし、もしそれが行われたこととなれば、その際の結果についてのご報告を申し上げます。

○丸山わき子君

ぜひよろしくお願いたします。

それから、今回の畔蒜工務店ということなんですけども、この入札にあたっては2社が入札に関わったということのようなんですけど、この畔蒜工務店に関しましては、こうした補強工事に関する経験、これはどのぐらいある工務店なんですか。

○財政課長（會嶋禎人君）

こちらの工事の入札にあたりまして、当然、そういった点についての条件というのを付けております。それで、今回の補強等工事につきましては、今のお話で申し上げますと、過去15年間の間に、国または地方公共団体が発注した延床面積2千500平米以上の鉄筋コンクリートの耐震補強工事を元請として受注した実績があることということで一応記憶しております。それで、今回落札されました畔蒜工務店につきましては、2009年ということで10年近く前ですかね。そのときに、富里市での富里中学校の校舎耐震補強工事、こちらが実際は6千平米のものをやっておりますので、こういった実績があるということで、条件を満たしているというふうに考えております。

○丸山わき子君

じゃあ、公共施設における耐震化への実際にやられているのは数が少ないと。大規模はやったけれど数は少ないところだということで、そういう実績がちょっと少ないという点ではいかがなものかというふうにも思うんですけども、それに対しては、施工に対する要件等もきっちり付けているのかなというふうに思いますが、施工の要件についてはどのような内容になっているのか、お伺いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

施工の要件といいますと、具体的な現場での話というのは、これから結局そういった資格のある業者が落としておりますということと、先ほど申しましたとおり、設計、管理が同じ会社でしっかりと管理をしていくと。管理自体にもやはり条件付きで入札を行って、条件が合う会社をとっているということなので、具体的な細かいところはこれから、来月に入りますと調整してまいるところでございますが、実際、資格などにつきましても、過去の建築工事なんかの総合評点値であるとか、あとは、当然1級建築士とか、1級建築施工管理技師の資格を持つ者を優先だとか、そういった技術的な部分についての資格は全て満たしているという業者でございますので、心配してはおりません。

○丸山わき子君

じゃあ、あとは設計との関わりになってくるのかもしれませんが、来庁者あるいは職員が質問するというようなことで、そのための安全確保であるとか、それから、工事騒音・振動対策、そういったものについてはきちんと対応できる業者さんであるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

これは、当然、設計を組む段階からそういった条件を付して設計をしていただいております。それで、具体的に想像できるのは、やはり囲いをしなければいけないので、当然立入禁止の囲いというのは第1庁舎の周りには施されていきます。

それと、外壁の補強というか、外壁につけたタイルを外した形での補強、修繕を行いますので、その際、当然、正面入り口なり西側入り口なり保健福祉センターの入り口なりというところをそれなりの形で安全確保するということもしっかりと来月からも打ち合わせの中で決めていくということと、あとは、施工方法によりまして一部通行禁止ということで、平日でも通行をとめるということで、迂回のルートでの施設利用ということも当然考えられます。それから、騒音等につきましては、音の出る工事は土曜、日曜、あるいは、執務時間外に重点的にやっていただくということは、当然設計の段階からも条件を付してございますので、平日の執務時間と市の中で保留している時間については、なるべく音の出ないものと、それに影響がないところをやるというようなことで、打ち合わせを密にしてやりたいと考えています。

○丸山わき子君

最後にお伺いいたしますのは、この補強工事によりまして、この庁舎というのは今後何年ぐらい活用できるのか。延命化というんですかね。それはどういうふうにお考えでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

申し訳ないです。残念ながら具体的に何年というところまでは数字であらわしてはいないのですが、当然耐用年数というものがございまして、さきの議会か委員会で答弁したかと思えますけど、耐用年数自体はこの先あと数年、机上での耐用年数は数年になります。ただ、これによって、外壁の補強というのは当然なくなるわけで、あと、揺れに対する対応もできるということですので、あとは、基本的な部分をこれからどれだけやっていくのかというものを、さきに策定しました公共施設等の計画がございましてね。それに基づいての個別計画というのを、さらに今度は、延命という形で庁舎の計画を立てると。それに付随するかどうかはちょっとわかりませんが、第2部分の話も当然付いて回ると思いますので、その辺も含めた中で庁舎全体というものを考えた計画を立てていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○丸山わき子君

わかりました。

以上で終わります。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はありませんか。

○小高良則君

それでは、お伺いいたします。

丸山議員の方からも業者の実績という話がありました。市内での中学校、小学校とかが耐震補強をしているわけですけど、主にやっていたのは夏休み期間中の内部補強という形でやっていたわけですね。今回は外部補強ということで、内部と外部ではやはり実績が違うのかなと思います。設計をして、それに基づいてしっかりと請求するといったことと思うんですけど、その辺はしっかりと連携をとっていただきたいと思うんですが、外部補強にした

理由、想定をするところだと、中で執務ができるように外部ということを選んだと思うんですけど、実のところはどうなのか、まずお伺いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

まさにそのとおりでございまして、別のところに仮に庁舎を付けて、3階全部の事務をほかへ移した形での内部補強ということが実際問題として不可能ではないかという結論から、外部補強ですと。さらに、0.75という数字を確保することが目標でございますので、そこを考えたときには外部補強でも十分対応できるということから、執務に、市民の方のご利用に影響のない範囲での方法ということで、このやり方を決定いたしました。

○小高良則君

先般、議運で配っていただいて拝見した図面を見ますと、ちょっと細かいですけど、接続道路が図面上だとピンヒンジに見えるんですよ。通常、今までもいろんなところで耐震補強をしていたものは、剛接合で溶接していたんですね。図面上だとピンヒンジに受け取れるんですけど、その辺というのは設計屋さんから説明を受けてのピンヒンジなのかな。ちょっと教えていただきたい。

○財政課長（會嶋禎人君）

私も専門用語はちょっとよくわからないのですが、今のお話ですと、建物自体に直接接続するかしないかという、そういう問題ですか。

○小高良則君

例えば、ピンヒンジというのは、河川にかける橋、片側は太いボルトのようにこうやって動くのです。片方は土台に載せたり、いわゆるボルトを通して補強している状態。剛接合だと、溶接でがっちりとめている状態です。そういうことをいうわけですけど。

○財政課長（會嶋禎人君）

それは北側、南側のブレスのことでよろしいですね。

○小高良則君

そうです。

○財政課長（會嶋禎人君）

これは、柔軟性を持たせるということでは、多分がっちり固めるような方式ではないかと思うんですが、私もそんなにたびたび打ち合わせに出ていたわけでもございませんので、申し訳ございませんけども、わからないのですが、そういったところについては、設計上でこの庁舎に合ったやり方ということで、さらに、その外部でやる補強の仕方というところを認識した上での設計になっているはずですので、専門的な話でもしお時間をいただくことになれば、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思います。

○小高良則君

最近では、耐震性は、地震力を逃がすために、剛にはしないケースが多々あるんですよ。ただ、躯体が鉄筋コンクリートなので、どっちかというあまり揺れるものでない。ラーメン工法と違うので、その辺に対してちょっと差異を感じたもので、設計した者とよく協議し

ていただきたい。お願いいたします。

また、先ほど騒音対策の話で出ました。当然防音シートを使ったりとか、対策をやります。土日に工事を主に進めるということですが、やはり、近隣の対策も、周知も必要だと思います。そちらの近隣等にはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

どのくらいの音が工事の最中に出るのかというところが、ちょっと私は今、想像ができませんが、当然、幸いにも密集しているところではございませんので、とはいえども、やはり工事前には近隣の方々への挨拶というような形ではさせていただこうかと考えております。

○小高良則君

恐らく、アンカーを押すと、鉄筋コンクリートに穴をあけるわけですから、駅ぐらいまで十分に聞こえるだろうと。静かに水を使いながらあけた場合だと音が出ないというようなこともありますけど、業者さんとよく説明を聞いていただいて対応していただきたいと思っております。

また、近年、私が議員になってから、皆さん、記憶に新しいと思っておりますけど、まず、タイルのはがれ防止の工事をしました。また、屋上の工事をしました。数千万円をかけて、またここで外部をいじって、屋上防水をいじるわけですが、議運でもちょっと聞きましたが、屋上防水の話は、それによって排水はしっかり直すので問題はなくなるという説明を受けていますけど、タイルの補強工事を、はがれ防止の工事を行って、今回、外付けでタイルに対しての影響が出てこないのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

外側のタイルは全て取り除きます。上から張ってある状態のタイルは全て取り除いて、吹き付けみたいな状況にし直しをしますので、実際は、タイルの云々というところは全てない状態での耐震補強工事という状況になります。

○小高良則君

塗装というと公共事業的な色が付くのでしょうか、その色というのは誰が選ぶのですか。

○財政課長（會嶋禎人君）

まだ決めてございません。ですけども、一般的にふさわしい色というのはおのずと決まってくるかと思っておりますので、そういった中からの選択ということになろうかと思っております。

○小高良則君

今、私たちが使っている議場は雨漏りがしているわけですが、この雨漏りはとめていただけるということでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

せんだっての議運の際にも、防水を過去にやったということですが、過去は平成25年度に一応やっているんですね。ですけども、やはりそれなりの状況になっているところもあるということで、やはりそこは、今回はしっかりとないように施工していただくことにい

たします。

○小高良則君

よろしく申し上げます。

続いて、鉄の加工だと、専門の方がいますけど、認定工場であつたりいろんな加工工場があるわけですが、当然認定を受けた工場で具材の加工がされるという確認はとっていただきたいと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

当然、工事の方については検査というものが付いて回りますので、その辺はしっかりとやらせていただきます。

○小高良則君

今回は3面の工事ですよね。東側はいじらないような、図面が出ていないですけど。一般的に耐震の補強をするときというのはバランスを考えるんですけど、今回、東側に関して、検証をどのように設計側は考えているのか。監督は考えていたのか。果たして、第2庁舎にくっついているところはエキスパンションジョイントで荷がかからないようになっているわけですが、独立して第1庁舎はあるわけですが、あれを仮にとったときとか解体してしまったときとか、実は向こうにも補強しますよということが出てくるようなことがあってはいけないので、その辺はどういうふうに検証されていたのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

議案説明資料の中には、上からの図というのは付けていなかったと思うんですが、申し訳ありません。東側の階段のところといたらいいんですかね。2階、3階の階段のところの東側の壁ですね。あそこにつきましては、やはり一部手を加えます。1階の体の不自由な方のトイレの場所でおわかりになるかと思うんですが、階段の真下になりますね、1階だと。階段の真下ですね。あその壁ですとか、あと、2階の階段のところの西といたらいいんですかね。あその部分については多少手は付けます。

○小高良則君

わかりました。いただいた書類に東側がなかったので、なかったから聞きましたけど。

最後に、先ほど出ましたけど、第1庁舎自体も、耐用年数を考えたら、ここでの緊急的な工事の必要性は感じます。今後、第2庁舎とあわせて庁舎全体の見直しをしっかりと、できれば部署を決めて、長期的になるかもしれませんが、財政とよく相談しながら、いずれは建てかえなくてはいけない時期は来るわけですから、しっかり今から検討していただきたいということをお願いして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はありませんか。

○川上雄次君

それでは、私も議案第5号について、いろいろたくさん質問が出たのですが、何点かお伺いします。

まず最初は、入札についてですけども、2社の入札があったということをお伺いしていますが、入札するための条件というのはどのような条件で、また、情報はどのような形で開示して公募をかけたのか、それについてお伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

八街市の一般競争入札につきましては、原則的には公告によってやっておりますので、公告をしてございます。あと、今、入札はパソコンでインターネットでできるようになっていきますので、そちらでの情報が流れております。

それから、条件につきましては、先ほど幾つか申し上げているのですが、まず、単体の企業であること、それから、建築土工事の特定建設業許可を受けていて、総合評点値が1千100点以上であること、それから、一級建築士または一級建築施工管理技師の資格を有する技術者を本工事の管理技術者として専任で設置できること、それから、その技術者が3カ月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること、過去15年間、国または地方公共団体が発注した延床面積2千500平米以上の鉄筋コンクリート造建物の耐震補強工事を元請として受注し、管理をした実績があること、それから、入札の要綱の第4条に該当しない者であることということで、資格を指定してございます。

○川上雄次君

わかりました。

そういった条件では、市内の業者では対象となる企業があったのか、なかったのか、いかがでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

申し訳ありません。1回ずつ当たったわけではございませんが、今回、これに該当して希望があった会社は2社であったというふうに判断しています。

○川上雄次君

わかりました。

地域の活性化という意味でも、いろんな業者が市内から参加できればいいなと思ったので、お伺いしました。

それと、落札率は何パーセントだったでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

数字で言いますと90パーセントです。

○川上雄次君

最後の質問ですけども、先ほどちょっと説明がありましたが、ホームページで入札について、前々から、以前は情報が載っていないということで改善を求めたのですが、どのように改善がされたのか、もう一度お聞きします。

入札に関して、公募の情報が、以前は載っていたのが、それが、県の方に入札の情報の発信が変わってから、八街のホームページから見るができなくなったのですが、それについては改善されたのかどうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

今はやっぱり改善していない状況のままだったと思います。

○川上雄次君

今度、八街のホームページもリニューアルしますので、リンクして県の方の情報も入るような、八街のホームページから八街の入札、落札の情報がわかるようにしてもらいたいと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

その件につきましては、担当課の方と十分協議させていただきたいと思います。

○川上雄次君

終わります。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はありますか。

○京増藤江君

それでは、議案第1号の重度心身障害者の医療費助成について、若干お伺いします。所得制限の対象にならない方は何名いらっしゃるのか、お伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

今回の条例改正によりまして、特例措置対象者の人数でございますが、平成29年度の重度心身障害者医療費助成制度の認定者総数1千60名のうち、特例措置の該当者は4名でございます。

○京増藤江君

この4名の方は所得は多いのかもしれませんが、やはり重度の障害者の方ですから、日々生活の中でさまざまなお金がかかると思うんですが、この方たちから何かこうしてほしいとかいうような意見はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

該当する方につきましては低額でご利用していただいておりますので、特に意見等は私は聞いておりません。

○京増藤江君

所得制限のためにこの医療費助成制度の対象にならないと。所得が多いので対象にならないのでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

先ほど申し上げましたのは、特例措置によりまして、所得制限になるのですが、この特例によりまして所得制限にならずに通常に使える方が1千60名のうち4名、所得制限により使えない方は1千60名のうち8名でございます。

○京増藤江君

8名使えない方がいらっしゃるということですよ。ですから、4名の方はいいのですけ

れど、使えない8名の方、この方たちの生活状況によって、やはりちょっと困るんだけどというような、そういう要望とかご意見とかはなかったのかどうか、お伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

所得制限、こちらの額なんですけれども、県の要綱と同様に、世帯の市民税所得割額が23万5千円以上の方が対象となっております。その目安としては、障害者1人を含む3人世帯を仮定いたしますと、年収800万円程度となります。所得制限によりまして29年度は8名の方が対象外になるわけでございますが、重度心身障害者医療費助成制度、こちらの方は使えないところですが、他の国の制度等によりまして対応しているところでございます。特に担当課の方にこの8名の方から意見があったということは、私は聞いておりません。

○京増藤江君

800万円の年収か所得、所得ですかね。所得でしょうね。所得で、本当に重度の障害者の方たち、そんなに生活が楽だとはとても思えない、3人世帯で楽とは思いませんけれど、苦情を言っても仕方がないというのがあるのかもしれませんが、やはりこれは、障害者の方にはもっと手厚くしていく必要があるのかと思います。

そして、高額治療継続者については所得制限をしないというふうにお聞きしておりますけれど、やはり、高額治療の方というのは所得制限をしないということは、やはり生活を考えていると思うんですね。この高額治療継続者については何人いらっしゃるのか、まずお伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

こちらに該当する方でございますが、1千60名の中で、身体の方が901名、知的の方が159名というふうになっておりまして、障害者手帳とか療育手帳を持っている方の約3分の1の方が対象となっております。

○京増藤江君

対象者が何人かということでお伺いしたのですが、この間、対象となっておられる方の増減はどうなんでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

特例措置の対象者の人数の推移で申し上げますと、先ほど申し上げましたが、平成29年度は1千60名、平成28年度は1千90名、平成27年度は1千101名、平成26年度は1千196名という推移になっております。

○京増藤江君

高額治療については、やはり腎臓とか肝臓とか心臓とか、本当に命の根幹に関わる場所があると思うんですけど、やはり、高額治療にならないうちの、私たちも再三要望しておりますが、重病にならないうちの施策が求められると思います。

それから、精神関係についてお伺いしたいのですが、この間、生死に関わる病気の方は増えておりますが、この中で、薬物関連の高額治療の方々ほどのぐらいいらっしゃるのか、また、増減についても伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

申し訳ございませんが、それにつきましての資料を持ち合わせておりません。

○京増藤江君

それでは、また後ほど資料をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はございませんか。

○桜田秀雄君

それでは、議案第5号について、何点かお伺いをいたします。

説明資料によりますと、昨日25日に再契約をすると、こうなっておりますけれども、仮契約はお済みですか。

○財政課長（會嶋禎人君）

昨日付で仮契約は済ませてございます。

○桜田秀雄君

先ほどけやきの森公園、これも臨時議会のときにも申し上げました。あのときのいわゆる説明資料、添付資料は本当にずさんな内容であったと。そういうことで、そういう促進を図るためにも、資料でもう一度図っていただきたいと。そうお願いをしておきました。

今回、説明資料、20ページから23ページですか、25ページまで、詳しい資料が添付をされておまして、大体はわかる内容になっております。24ページから25ページですか。この図を見ますと、例えば、一般家庭でいうと、いわゆる筋交い、このようなものを、建物を中央部に配置して、全館の建物を守るんだと、そのように見えますけれども、そのように理解してよろしいでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

こちらは、外付け鋼管ブレス補強という形で、南面、北面、10カ所ずつを、今お話にありましたような筋交いという意味で補強するということで、全体的な耐震性能向上を図るということでございます。

○桜田秀雄君

八街市庁舎の特徴という、正面から見ますと、車寄せ、ここにある長い柱、何メートルなのかはわかりませんが、ありますが、この部分は補強する必要がないと、そういうふうに判断をされていますか。

○財政課長（會嶋禎人君）

先ほど来、設計の段階で検査を受けておりますので、補強の必要はないということでございます。

○桜田秀雄君

説明書の21ページ、この車寄せの部分、何か書いてありますけれども、細かくて見えませんが、この部分の面積というのはあり得るように見えるのですが、どのぐらいあるのか

すか。

○財政課長（會嶋禎人君）

屋根の部分の面積ですか。

○桜田秀雄君

いいえ、そうではなくて、柱です。

○財政課長（會嶋禎人君）

いずれにしても、そちらの数字は持ち合わせてございませんので、面積はちょっとわかりません。

○桜田秀雄君

調査の中で、第2庁舎が使えないと。今、なかなか手狭であると、こういう状況の中で、この部分の3階部分に部屋を造ったらどうだと、こういう意見も庁舎の中であったと、そのように伺っていますけれども、その辺についての議論はあったのですか。

○総務部長（大木俊行君）

そもそも、庁舎を建築するときに構造計算を行っております。3階部分についての増築というものは計算上はされておりません。ですから、今回についてはその部分についての検討はされておりません。

○桜田秀雄君

先ほど財政課長の方から、耐震上、柱については問題ないと。そういうことであれば、今、議会事務局の隣の空間ですけれども、確かに本当は部屋ができれば大変ありがたかったなど、そう思うんですが、これは、あれの特徴というのは柱でもありますし、その辺は議論はいっぱいあると思うんですが、その辺もちょっと議論してほしかったと思うんです。

やはり、市庁舎は、ただ単に耐震工事をやると、鋼管でフレームでびしっとやると。いかにも耐震補強をやりましたよと、それだけで終わってしまったのでは、私はあまりにも脳がないなど、このように思うんですね。配色については、先ほどの小高議員からの質問で、まだ考えていないと、これからであると、こういう答弁がありましたけれども、これからやっていく中で、ぜひともデザインに配慮してやっていただきたいなど、こう思うんですね。

この工事を逆手にとるというか、この工事を機会に、特に正面については斬新な建物に一新をしていくことはできないか。その1つとして外壁をはがすという工事ですから、外壁にピーちゃん・ナツちゃん、これの絵柄をボーンと配置できないか。市民の皆さんから親しまれる庁舎にしていく、こういうことも一考あるのではないかと思うんですが、その辺についてはどういうふうに思いますか。

○総務部長（大木俊行君）

今おっしゃられました庁舎に関しましては、まず最初に、今進めている耐震補強をしてから、その辺の、今言われたピーちゃん・ナツちゃん等の設置についてはその後でもできる工事でございますので、その辺については十分な検討が必要かなというふうに考えております。

○桜田秀雄君

カラーの資料というものは、まだ配色についてはこれからという話なので、ないと思うんですが、カラーの図面はないでしょう。

○総務部長（大木俊行君）

カラーの図面はございません。

○桜田秀雄君

今回の耐震工事はただ単に耐震工事じゃなくて、本当にいい機会ですから、正面から見て、八街の市庁舎は耐震したら格好いいなど、そういうふうに見られるような形で、ぜひ工事を進めていただきたい、このことをお願いいたしまして、終わります。

○議長（木村利晴君）

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑がなければ、これで議案第1号から議案第5号に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。

最初に、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正）について、討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

討論がなければ、これで議案第1号に対する討論を終了します。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了します。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

討論がなければ、これで議案第3号の討論を終了します。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

討論がなければ、これで議案第4号の討論を終了します。

次に、議案第5号、八街市役所第1庁舎耐震補強等工事の請負契約の締結について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

討論がなければ、これで議案第5号の討論を終了します。
これから採決を行います。

最初に、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第4号は承認されました。

次に、議案第5号、八街市役所第1庁舎耐震補強等工事の請負契約の締結についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会合同視察研修、文教福祉常任委員会、経済建設常任委員

会合同視察研修に参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回八街市議会臨時会を閉会します。

議員の皆さんに申し上げます。午前11時20分から経済建設常任委員会協議会を開催します。関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦勞さまでした。

(閉会 午前11時09分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程

議案第1号から議案第5号

提案理由の説明

質疑、委員会付託省略、討論、採決

4. 議員派遣の件

.....

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第5号 八街市役所第1庁舎耐震補強等工事の請負契約の締結について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 木 村 利 晴

八街市議会議員 桜 田 秀 雄

八街市議会議員 林 修 三